

取締役解任議案が否決された場合の株主総会決議取消請求訴訟の適否

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第二小法廷

【裁判年月日】 平成 28 年 3 月 4 日

【事 件 番 号】 平成 27 年（受）第 1431 号

【事 件 名】 株主総会決議取消請求事件

【裁 判 結 果】 上告棄却

【参 照 法 令】 会社法 831 条 1 項

【掲 載 誌】 裁時 1647 号 11 頁、金判 1490 号 10 頁、資料版商事 385 号 93 頁

LEX/DB 文献番号 25447820

事実の概要

Y 株式会社（被告、控訴人、被上告人）は非取締役会設置会社であって、その株主は Z（150 株）、X₁（75 株）、X₂（75 株）の 3 名で（X₁および X₂は原告、被控訴人、上告人。以下「X ら」という）、上記 3 名はいずれも Y 社の代表取締役である。平成 26 年 5 月 19 日、Z は単独で X らの取締役解任を目的とする臨時株主総会を招集したが（本件株主総会）、当該総会では取締役解任議案が否決された。これを受けて、Z は、X らの取締役解任の訴え（会 854 条 1 項）を提起した（本件取締役解任の訴え）。そこで、X らが本件株主総会における取締役解任の否決につき、招集手続の瑕疵を理由に総会決議取消請求訴訟（会 831 条 1 項 1 号）を提起したのが本訴である。Y 社（Z が代表）は、招集手続には瑕疵がないことのほか、議案を否決した決議からは取消訴訟によって変動させるべき法律関係は生じていないから、本件訴えには訴えの利益がないと主張した。

第一審（福岡地判平 26・11・28 金判 1490 号 17 頁）は、本件株主総会における取締役解任決議（ママ）が取り消されるか否かによって、本件取締役解任の訴えがその要件を具備するか否かが左右される関係にあるという理由で訴えの利益を肯定した上で、本件株主総会の招集手続に瑕疵があったとして、取締役解任の否決決議を取り消した。これに対して、原審（福岡高判平 27・4・22 金判 1490 号 16 頁）は、決議の取消しの訴えの対象となる「株主総会等の決議」とは、第三者に対しても効力を有する決議をいうと解するのが相当であるところ、株主総会等の決議が第三者に対しても効力を有するためには、形成力を生じる事項を内容とす

る議案が株主総会等において所定の手続を踏んで可決されることが必要であり、そのような内容の議案であってもこれが否決された場合には、当該議案が第三者に対して効力を生じる余地はないから、会社法 831 条の「株主総会等の決議」には当たらず訴えの利益がないとして、原判決を取り消し、訴えを却下した。X らが上告。

判決の要旨

「会社法は、会社の組織に関する訴えについての諸規定を置き（会 828 条以下）、瑕疵のある株主総会等の決議についても、その決議の日から 3 箇月以内に限り訴えをもって取消しを請求できる旨規定して法律関係の早期安定を図り（同法 831 条）、併せて、当該訴えにおける被告、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、判決の効力等も規定している（同法 834 条から 839 条まで）。このような規定は、株主総会等の決議によって、新たな法律関係が生ずることを前提とするものである。

しかるところ、一般に、ある議案を否決する株主総会等の決議によって新たな法律関係が生ずることはないし、当該決議を取り消すことによって新たな法律関係が生ずるものでもないから、ある議案を否決する株主総会等の決議の取消しを請求する訴えは不適法であると解するのが相当である。このことは、当該議案が役員を解任する旨のものであった場合でも異なるものではない。」

千葉勝美裁判官の補足意見

「……議案が株主総会で否決された場合には、当該議案が認められなかったのであるから、議案が提出される前と同じ状態が続くこととなり、組織的にも第三者に対しても、当該議案の成立によ

る新たな法律関係が形成されることはない。このような点からすると、否決の決議については、その効力を否定するための手続を限定したり、法律関係が多数形成される前までに訴えなければ提訴を許さないとする時間的制限を設けたり、取消し等の訴えについての特別な各種の規制を設ける必要はないというべきである。すなわち、否決の決議については、上記の各規制を及ぼす理由はなく、その意味で、一般に、会社法 831 条所定の株主総会の決議には当たらないというほかなく、否決の決議の取消しを求める訴訟なるものは、同法が想定しておらず、許容されないものであって、不適法とされることになる。

……否決の決議がされたことが何らかの法律効果の発生要件とされているような事例は、想定されないではなく、そうすると、当該法律効果の発生を否定するためにこれを取り消す法律上の利益を観念する余地が生ずるのかのように思われる。しかし、それは、否決の決議それ自体から当該法律効果が発生するのではなく、他の法的な定めにおいて議案が否決されることを要件として法的効果を発生させるという制度を作ったものであって、効果の発生を争うのであれば、否決の決議を取り消すのではなく、当該定め適用においては、取消事由となるような手続上の瑕疵のある否決の決議がされても、それは効果発生要件としての否決の決議には当たらない、あるいは否決されたとみるべきではない等といった合理的で柔軟な解釈をして適用を否定し、法律効果の発生を否定するといった処理が可能であろう。」

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、最高裁が、取締役解任の議案が株主総会において否決された場合に、これが総会決議取消請求訴訟(会 831 条 1 項)の対象とならない(不適法である)ことを明示した理論上重要な判決である。従来、株主総会決議の議案の否決(以下では便宜上「否決決議」という¹⁾)が決議取消請求訴訟の対象となるかについては、学説・裁判例において株主提案に基づく議案の否決決議が問題となることが多かったところ、本判決では取締役解任議案の否決決議が問題となっている。しかし、その判示は、議案の内容を問わず、一般的に妥当す

るものであろう。また、原審では訴えの利益が否定されたが、本判決は訴えが不適法であるとしている。

二 先例・学説

このようないわゆる議案の否決決議が決議取消請求訴訟の対象となるかについては、従来いくつかの裁判例が存在する。まず、①山形地判平 1・4・18(判タ 701 号 231 頁)は、株主提案議案が否決され、当該株主が否決決議の不存在確認ないし取消しを求めたのに対し、当該請求を認容する判決がなされた場合に会社は改めて株主総会を招集して当該議案を審議し、公正な方法により決議をしなければならない義務を負うものであるから、公正な審議の場を求めることについて法律上の利益がないとはいえないと判示した²⁾。また、②東京地判平 14・2・21(判時 1789 号 157 頁)は、株主提案議案が否決され、当該株主が否決決議の取消しを求めたのに対し、とくに訴えの適否を判断することなく請求棄却の判断をしている³⁾。これに対して、③東京地判平 21・12・15(Westlaw. JAPAN2009WLJPCA2158004)は、取締役選任議案が否決され、当該候補者である株主が当該否決決議の取消しを求めたのに対し、一般にある議案を否決する決議によって新たな法律関係が形成されることはなく、当該決議を取り消すことにより新たな法律関係が生じるものではないから、特段の事情がない限り、否決の決議の取消しを求める訴えは訴えの利益がないというべきであると判示し、④東京地判平 23・4・14(資料版商事 328 号 64 頁)は、株主提案議案が否決され、当該株主が否決決議の取消しを求めたのに対し、株主総会決議の取消しの訴えの対象となる決議とは、定足数を満たし、かつ、議案に対する法定多数の賛成によって成立したものをいうのであり、議案が否決されたということは、決議が成立しなかったということであって、そもそも決議取消しの訴えの対象となる決議には当たらないから、否決の取消しを求める訴えは、定型的に訴えの利益を欠くと判示し⁴⁾、またその控訴審である⑤東京高判平 23・9・27(資料版商事 333 号 39 頁)も、株主総会決議取消しの訴えの対象となるのは、第三者に対してもその効力を有するものを指し、形成力を生ずる事項を内容とする議案が株主総会において所定の手続を踏んで可決されることを要するので

あり、そのような議案であってもこれが否決された場合には、当該議案が第三者に対してその効力を有する余地はないから、本件否決の取消しを求める訴えは不適法であると判示した⁵⁾。

学説上は、とくに株主提案による議案の否決決議につき、肯定説⁶⁾と否定説⁷⁾が対立しているが、肯定説の根拠として、株主提案権の実効性の確保が挙げられている⁸⁾。

三 検討

1 否決決議の意義

本件判旨は、否決決議をある議案を株主総会が否決する決議と定義づけているが、これには留保が必要である。第1に、この定義では、一応株主総会自体は定足数を満たして成立していることが前提で（定足数要件の充足）、しかし決議に必要な多数の賛成を得られなかった場合（多数決要件の不充足）を想定しているように見える。しかし、会社法854条1項柱書の「否決」については、定足数要件を欠いているために決議が成立しなかったような場合が含まれると解されており⁹⁾、判旨もそのような場合を排除する趣旨ではなからう（本件も、そのような事実と見られる）。第2に、客観的事実として多数決要件を満たしていない場合であっても、何らかの事情で会社（代表者）が決議が成立したと取り扱っている場合には、総会決議自体は不存在（不成立）ではなく、決議取消請求訴訟の対象となると解されている¹⁰⁾。したがって、厳密には多数決要件の不充足だけでなく、何らかの事情で決議が適法に成立しておらず、かつ会社が決議が成立していないと取り扱っている場合が、ここでいう否決決議ということにならう。

2 否決決議を取り消すことの必要性

一般的には、否決決議によっては新たな法律関係が形成されることはなく、またこれを取り消しても決議が成立し新たな法律関係が形成されることはないから、否決決議を取り消す意味はない。しかし、特定の場合には、ある議案が否決されたことが他の条文において一定の法律効果を導く要件とされていることがあり、このような場合に否決決議を取り消すことが、当該要件が満たされていないことを主張するための前提となるように見られることがある。そのようなケースとしては、従来株主の議案提案権（会社法304条、305条）の行使阻害要件が議論されてきた。

本件ではさらに、取締役解任の訴え（会社法854条1項）の要件として、「当該役員を解任する旨の議案が株主総会において否決されたとき」と規定されていることが問題となった。Xらは、本件取締役解任議案の否決決議を取り消すことで、本件取締役解任の訴えの要件が満たされていないことを当該訴訟において主張することができるの前提に立ち、本件否決決議を取り消す訴えの利益があると主張している¹¹⁾。このような場合に、否決決議の成立過程に決議取消事由（会社法831条1項各号）に相当する瑕疵があり、否決決議が適法に行われていないこと、ひいては他の条文における要件が満たされていないことを主張するために、否決決議が判決により取り消されたことが必要であるとすれば、確かにそのような否決決議を取り消す法的利益が認められる。本件第一審はそのような立場に立つものと解される。しかし、否決決議に瑕疵があるために決議が適法に行われなかったことは、取消判決を求めるまでもなく、別訴において自由に主張できるのであれば、否決決議の取消請求訴訟を認める必要はないということになる。具体的にいうと、会社法854条1項の適用において、当該役員を解任する旨の議案が株主総会において適法に否決されなかったことを主張することができれば、否決決議の取消請求訴訟を認める必要はないことになる。千葉裁判官の補足意見は、そのような趣旨であろう。

ところで、総会決議取消訴訟は形成訴訟であり、取消事由があっても別訴における攻撃防御方法として決議の効力を否定する主張をすることはできない¹²⁾。それは、総会決議の成立を前提に多くの法律関係が進展するというその性質を考慮すると、取消事由という比較的軽微な瑕疵のある総会決議の効力否定は、利害関係人に対する影響が大きいため、これを主張する方法を制限し早期の安定を図るために、3か月以内の提訴による形成訴訟としたからである。しかし、否決決議が行われたことを否定する場合には、否決決議それ自体が何らの効力を発生させるものでないことから、そのような利害関係人に対する重大な影響は認められず、否決決議の効力否定を別訴における攻撃防御方法として主張することを制限する必要はないように思われる¹³⁾。したがって、一般的には否決決議の効力否定につき、その主張方法を制限するために決議取消請求訴訟の対象とする必要はな

いであろう。

3 否決決議を取り消すことの有用性

取締役解任の訴えにおいて、被告取締役は取締役解任否決決議が適法に行われていないことを自由に主張できるとしても、取締役解任議案の否決決議につき取消判決が確定していれば、その効力は取締役解任の訴えの原告株主にも及ぶから（会838条）、当該取締役解任の訴えの要件不充足による却下判決を得ることができる。したがって、取締役解任議案の否決決議の取消判決には、一定の有用性が認められるという見方も可能である。しかし、それは要件不充足の証明が容易であるという事実上の利益に過ぎない¹⁴⁾。また、そのような利益を根拠に否決決議の取消請求訴訟を認めるとすると、否決決議の否定は別訴における攻撃防御方法としてもあるいは取消請求訴訟としても主張することができることになり、当該訴訟は一種の確認訴訟の性格を帯びることになるように思われる。したがって、取締役解任否決決議の否定は取消請求訴訟によるべきではなく、否決決議の取消判決がなくても、取締役解任の訴えにおいて被告取締役は否決決議に瑕疵がありその要件が充足されていないとの主張が自由にできると解すべきである。

●——注

- 1) 議案の否決が決議取消請求訴訟の対象となることを認める立場（肯定説）では、当然否決決議なるものを観念することになるが、これを否定する立場（否定説）では、議案の否決を否決決議と呼ぶかどうかは言葉の問題であろう。
- 2) 判例評釈として、菊池和彦「判批」ジュリ 1041 号（1994 年）106 頁がある。
- 3) 判例評釈として、山口幸代「判批」法雑 49 巻 4 号（2003 年）211 頁、加藤修「判批」法研 78 巻 3 号（2005 年）79 頁、小林俊明「判批」ジュリ 1290 号（2005 年）131 頁がある。
- 4) 判例解説ないし評釈として、弥永真生「判解」ジュリ 1426 号（2011 年）60 頁、大塚和成「判解」銀法 734 号（2011 年）65 頁、梅津昭彦「判解」判例セレクト 2011 年Ⅱ 17 頁、吉川信将「判批」法研 84 巻 11 号（2011 年）59 頁、清水円香「判批」金判 1383 号（2012 年）2 頁、酒巻俊之「判批」Monthly Report 54 号（2013 年）13 頁がある。
- 5) 判例解説ないし判例評釈として、川島いつみ「判批」金判 1398 号（2012 年）2 頁、岡本智英子「判批」法と政治 64 巻 2 号（2013 年）87 頁、酒巻・前掲注 4）、三浦亮太「判解」野村修也＝松井秀樹編『実務に効くコーポレート・ガバナンス判例精選』（有斐閣、2013 年）54 頁、葉玉匡美＝池田記子「判解」金法 1987 号（2014 年）

114 頁がある。

- 6) 菊池・前掲注 2) 109 頁、大塚・前掲注 4) 65 頁、吉川・前掲注 4) 66 頁、岡本・前掲注 5) 95 頁。
- 7) 東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟Ⅰ〔第 3 版〕』（判例タイムズ社、2011 年）379 頁、川島・前掲注 5) 4 頁、清水・前掲注 4) 6～7 頁。
- 8) 菊池・前掲注 2) 109 頁、吉川・前掲注 4) 66 頁、川島・前掲注 5) 4 頁も、⑤判決の判断を妥当としつつも、株主提案権の実効性確保の観点からは疑問もあるとされる。
- 9) 高松高決平 18・11・27 金判 1265 号 14 頁、江頭憲治郎『株式会社法〔第 6 版〕』（有斐閣、2015 年）394 頁参照。
- 10) 名古屋高判昭 38・4・26 下民集 14 巻 4 号 854 頁、大阪地判昭 50・1・29 下民集 26 巻 1＝4 号 122 頁、大阪地判平 16・2・4 金判 1191 号 38 頁、東京地判平 19・12・6 判タ 1258 号 69 頁、上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(5)』（有斐閣、1986 年）320 頁〔岩原紳作〕、酒巻俊雄＝龍田節篇『逐条解説会社法(9)』（中央経済社、2016 年）135 頁〔酒巻俊之〕参照。
- 11) 本件上告受理申立理由書によれば、実際に X らは本件取締役解任の訴えを提起されるとともに職務執行停止仮処分の申立てを受け、同事件において本件株主総会の手続上の瑕疵を主張して本件解任議案の否決の事実を争ったものの、福岡地決平 26・9・17 により、本件否決決議について「その取消しを認容する判決により取り消されたことを認めるに足りる証拠がない」として、X らの主張が排斥されたため、本件訴訟を提起したという経緯があるようである。資料版商事 385 号 96 頁参照。
- 12) ただし、取消事由に該当する事実の存在自体は、別訴における攻撃防御方法として主張できると解される。
- 13) このように解する場合には、そのような否決決議に取消事由に該当する瑕疵が存在するという事実の主張は、決議日から 3 か月以内に限られないことになるが、法律関係の早期安定の必要性はないと考えることになろう。取締役解任の訴えは否決決議の日から 30 日以内に提起しなければならないから、それほど不都合は生じないと思われる。
- 14) 新株発行に関する株主総会決議取消請求訴訟の係属中に当該新株が発行された場合には、当該訴訟の訴えの利益が消滅する旨を判示した最判昭 37・1・19 民集 16 巻 1 号 76 頁が是認する控訴審判決（東京高判昭 33・9・13 判時 165 号 34 頁）は、決議取消判決が確定すれば新株を発行した取締役の責任追及につき立証上便宜であるといえるが、これをもって決議取消請求訴訟をなすに足る法律上の利益とはいえないと判示している。

* 脱稿後、鳥山恭一「本件判解」法セ 737 号（2016 年）121 頁、弥永真生「本件判解」ジュリ 1494 号（2016 年）2 頁に接した。

神戸学院大学教授 吉本健一